

〈マルサス型結婚〉が 歴史事実であるとマズイか？

MacFarlane, *Marriage and Love in England.*

Chapter 12

鈴木繁夫
名古屋大学国際言語文化研究科

結婚における経済上の合意

- 結婚に必要な資産
 - (1)住居
 - (2)家財
 - (3)一定の収入(恒産)
 - (4)現金
-
- 嫁資
 - 持参金portion:(1)夫に持ち来る財産 (2)親から受け取れる自分の遺産
- 持参金は、(1)結婚年齢、(2)きょうだい数、(3)時代風潮
- 持参金の典型:家具、リンネル、現金→娘は両親の死を待たず、これらのものを受け取れた。→持参物・持参金であった。
- 妻の技量:機織りと仕立て
-
- 持参金が両親からもらえない場合、娘は奉公に出てかせぐ。
- 友人や教会が場合によって物的・資金援助をする。。

持参物と持参金(1)

- 持参金は、結婚前後にすぐに手渡された。
- 持参物・金は、土地以外は法的に夫のものとなった。→19世紀半ばに、持参金を元本として妻が確保できるようになった。
- 持参金(借金証文など)は、夫が「獲得」(法手続により負債・賠償を獲得すること)すれば、妻ではなく夫のものとなる。
-
- 「長男を結婚させて持参金を手に入れ、それを元手にして娘を嫁がせる」のが合理的戦略。
-
- 持参物のうち、土地は夫のものにならなかったが、地代useなどは夫のものとなった。
-
- curtesy[法律]鰥夫(かんふ)産権
- 「妻の死後、妻の不動産を相続できる子を持つ夫が取得できる生涯権」

持参物と持参金(2)

- 持参物・金からわかること
 - (1)女性は地理的にも社会的にも移動できた
 - (2)物・金の量・額は柔軟であった
 - (3)量・額ともに相対的に小さかった。
 - (4)物・金は両親だけに頼らなくてもよかった。
-
- 持参物・金への夫による対価
 - (1)家
 - (2)生活の資→資産を妻の助けによって増大させる

保有権

- Freehold: 自由保有権,自由保有不動産権(freehold estate):
- 「相続により継承され,または少なくとも自己または他人の生涯を通じて継続して保有される不動産権」. cf. LEASEHOLD

- Copyhold: 贍本土地保有権:
- 「荘園裁判所の記録の贍本によって権原が立証された土地保有権」

- Free-bench: 贍本保有寡婦産
- 「贍本保有権者 (copyholder) たる亡夫所有の土地に対する一種の寡婦産」

夫婦は「合資」会社 joint stock company

- 妻は寡婦給与財産権jointureによって守られた。
- 寡婦給与財産権:「結婚の際に継承的不動産処分(settlement)の方法により,夫の死後,妻に保有権が生じるように設定された財産」
- 寡婦給与財産は持参金の約10分の1
-
- また妻は、コモン・ローによって夫のfreeholdのうち3分の1取得できた。→また贍本保有寡婦産が広汎に利用された。
- ただし夫に次いで妻が死亡すれば、この「3分の1」は夫の家系に戻す。
-
- Copyholdについては、これが適応外→贍本保有寡婦産を設定。ただし設定の条件は場所によって異なる。基本的には、再婚すれば贍本保有寡婦産権を妻は失う。→妻がこの権利を握っているので、長男は晩婚化する

「夫婦の共有物」と「家系の共有物」

- 夫が財産を放棄して、夫と妻がその財産を受け取り、長生きする方が継承できるようにする。
-
- 財産は、「夫婦の共有物」か「家系の共有物」か
 - 「夫婦の共有物」であるなら、体、血、財産も一体で、夫婦は相互に対等となる。
 - 「家系の共有物」であるなら、妻は夫の家系に吸収され、妻は従属的立場となる。
-
- イングランドは、一体型をとりながら、部分的に共有関係を否定し妻の独立を認め、部分的な対等関係を維持している。
- 夫婦が「生存中のみ有効な」という条件付きの「夫婦の共有物」といえる。
- また妻＝[夫に]「包含された女」femme couverteは、夫に吸収されるという意味ではなく、領主に対する小作人の関係に似て、自分の自立性が確保されている。→結婚期間中だけ夫に関係づけられている。
- 特に妻の不動産は、妻の家系が受け継ぐ。

「包含された女」

- 法的には「包含された女」であっても、イングランドの女性は実質的には、ヨーロッパの他の国の女性よりも、自立できる支配権限を持っていた。
- 微妙な緊張関係：
 - (1)財産を持ちうる法的主体として夫婦は分離
 - (2)感情・精神的に一体である